

## 撮影等の手引き

この手引きは、「那珂川町美術館条例」と「那珂川町美術館条例施行規則」に基づき、那珂川町馬頭広重美術館の資料の撮影や美術館施設での撮影についてご案内や注意事項を記したものです。

下記の事項をよくお読みの上、別紙の申請書にてお申し込み下さい。

### 1 料金

#### ① 資料撮影・画像利用

1 図 1 回につき 5,000 円

学術目的の場合は 1 図 1 回につき 1,000 円

※ 資料撮影は、1 図について画像 3 点以内を 1 回とします。

#### ② 撮影（ムービー・スチール）

基本料金は、次の区分により撮影時間 4 時間分とします。

1 9時から17時まで 1時間につき 6,250 円

2 17時から22時まで及び5時から9時まで  
1時間につき 8,000 円

3 22時から5時まで 1時間につき 10,000 円

※ 4 時間を超える撮影は、それぞれの区分により追加料金が発生します。

※ 使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、これを 1 時間とします。

#### ③ 熟覧

1 図 1 回につき 1,000 円

#### ④ その他

別途定めます。

### 2 申し込み手続き

#### 1 申請書の提出

##### 〈申請に必要な書類〉

① 撮影等許可申請書（様式第 1 号第 7 条関係）

② 企画書または開催要項

※ 主催者名、目的、期日、会場、内容、スケジュール、使用物品等詳細のわかるもの

③ 観覧料等免除申請書（料金免除が相当と思われる場合、様式第 4 号第 8 条関係を提出してください。

※ 同日に複数の申し込みがあった場合は先着順となります。

※ 開催予定日の半年前から申し込むことができます。

##### 〈提出期限〉

撮影希望日の 1 ヶ月前を目処に上記書類をご提出下さい。

## 2 撮影等許可書の交付

提出された撮影等許可申請書等を教育委員会が審査し、適当と認めたときは撮影等許可書を交付し、料金の請求書を発行します。

## 3 料金の納付

請求書に記載された期限までに撮影料を指定の銀行口座にお振込み下さい。

いったん納付された料金は、教育委員会で特別な理由があると認められる場合を除き、還付しないことになっております。

## 3 撮影日、時間等

- 1 美術館開館日の9時から17時までが基本の撮影時間です。休館日や時間外の撮影を希望する場合はご相談ください。
- 2 美術館の行事が入っている場合など美術館の都合で使用できない日があります。
- 3 撮影機材の搬入および搬出に要する時間も使用時間に含まれますので、使用料金が発生します。

※ 撮影機材の搬入および搬出は、来館者の妨げにならないよう、美術館休館日か、開館前又は開館後に行うなどの配慮をお願いします。

## 4 撮影等条件

撮影等については、以下の事項にご注意ください。

- 1 撮影等に当たっては、責任者が必ず常駐し、美術館職員の指示に従ってください。また、撮影時間を厳守し、美術館職員に入場許可・終了確認を受けてください。
- 2 入館者の観覧の妨げや、近隣施設、住宅等の迷惑にならないよう注意してください。開館時間内のマイクや音響機材の使用は原則禁止です。マイクや音響機材の使用を希望する場合は、相談の上許可を得てください。
- 3 撮影者の責めによる火災や事故、施設・備品（設備、樹木、作品等）の損傷、汚損、紛失、人的な損傷については損害賠償の義務が発生します。速やかに申し出て美術館職員の指示に従ってください。なお、撮影中に生じた物品の盗難、破損、紛失等の責任は負いかねます。
- 4 撮影後は、速やかに搬入物等の撤去と掃除、整頓をして原状回復し、美術館職員の確認を受けてください。ゴミ等は持ち帰りをお願いします。
- 5 撮影に係る費用は全て撮影者負担となります。電気が必要な場合は、バッテリー等の機材を使用者側で準備してください。
- 6 火気（ガス・石油・アルコール燃料等）の使用はできません。また、危険な物品や衛生環境を損なう物品、動植物等の持ち込みはできません。どうしても必要な場合はご相談ください。
- 7 美術館で飲食や喫煙はできません。どうしても必要な場合はご相談ください。

※ 美術館周辺で食事等をとる予定がある場合はご相談ください。許可を得た場合も床、地面に食べ物や飲み物をこぼさないよう十分に注意し、必ず絨毯等で養生してください。

- 8 使用料が必要な場所、及び観覧料が必要な施設を撮影する場合は、別途使用料、観覧料をお支払ください。
- 9 出版物やテレビ、ウェブに掲載する場合は、必ず「撮影協力・那珂川町馬頭広重美術館」等のクレジットを表記するとともに、必ず成果物を美術館に1部お納めください。
- 10 申請許可後であっても、内容が申請と異なる場合や定められた事項を遵守しない場合、その他館の運営に支障が出る場合には、許可の取消し、又は中止していただくことがあります。